



国税庁長官  
住澤 整 殿



令和5年11月28日

全国青年税理士連盟  
会長 富川 和將  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8  
代々木第10下田ビル7F  
電話 03-3354-4162

## 申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しの件に関する反対意見

私たち全国青年税理士連盟は、昭和42年の設立以来、国民のための税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行うなど日々活動しております。

さて、貴庁が、税務署等における文書紛失リスクを低減することを目的として、令和7年1月以降、申告書等の控えへの收受日付印の押なつを取りやめること（以下、本件といいます。）を検討していると令和5年9月27日開催の日本税理士会連合会理事会において報告がありました。当連盟は、本件に関し令和5年6月12日付にてすでに反対意見を提出しておりますが、あらためて下記の理由により、收受日付印の押なつの見直しについて、断固反対します。

1. 本件の実施理由が、納税者の利便性向上のためではなく、税務署等における文書紛失リスクを低減することが目的とのことである。よって、まずは文書紛失リスクについて、税務署等の内部管理監督体制を見直すことが先決である。
2. 以下の確認方法を実施することは、納税者、特に書面申告している納税者にとって、いたずらに費用と時間を浪費させるだけである。  
(参考/申告書等の提出事実等の確認方法)
  - (1) 申告書等情報取得手続き…  
e-Tax を利用して所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ (PDF) を取得する手続き。マイナンバーカードが必要、代理申請不可。
  - (2) 保有個人情報の開示請求…  
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき請求。写しの交付まで1カ月程度、手数料が300円（オンライン申請の場合は200円）。法人の申告書等には利用不可、代理請求可。
  - (3) 税務署での申告書等の閲覧手続き…  
写真撮影する場合は、收受日付を含めて撮影可（予定）
3. 上記2（1）の方法は、マイナンバーカードの利用が必須となっているが、マイナンバーカードへの信頼性が揺らいでいる中では、時期尚早である。また代理申請不可であることから、納税者は税務代理人である税理士に取得依頼することもできず、依頼者であ

る納税者に不便を強いることとなる。

4. 上記 2 (2) (3) の方法は、收受日付確認のために、納税者にいたずらに費用と時間を浪費させることになる。
5. 本件実施に伴い提示された上記 2 (1) ないし (3) の確認方法では、書面申告をしている納税者の選択肢は従前より狭められるものであり、納税者サービスの低下としかいいようがない。
6. 当分の間の対応として、申告書等を窓口で提出された方に、新たにリーフレットを作成し、そのリーフレットに提出年月日と税務署名を記載し手交することをもって、提出日付等を確認できる方法を検討中とのことであるが、あらたな書面印刷の費用や手間をかけるだけであり、代替案としては不十分な対応である。
7. 收受日付印の押なつを廃止したとしても、提出した文書を税務署等において人が取り扱う以上、文書紛失又は提出した事実の記録漏れの可能性はゼロではない。  
万一提出した文書が紛失又は提出した事実の記録漏れが発覚した場合には、提出したか否かの確認はどのように行うのか、收受日付印が無い控えを納税者が提出すれば、納税者が主張した日付で提出したものとして取り扱うのかなど、詳細は不明のままである。税務関係の書類は提出した事実や提出日に特に重要な意味を有するものが多々あるため、税務署等の文書紛失リスクが完全に無くならないのであれば、納税者は自身を守る必要があることから收受日付印の廃止は到底認められない。
8. 納税者の利便性が向上するものであれば e-Tax 等の利用も税理士は積極的に活用すべきである。しかし、本件については我々税理士が今後納税者からの依頼に基づいて税理士業務を進めるにあたり、書面提出をしている納税者に対して、申請書等の收受日付確認のために e-Tax の利用やマイナンバーカード取得、さらには追加の費用や時間を（間接であっても）求めるような事態となることは、本末転倒である。

以上